

6-2. 事故自動緊急通報装置に係る基準(UN-R144)

- 適用範囲
 - 乗車定員 9 人以下の乗用車
 - 車両総重量 3.5t以下の貨物自動車

- 改正概要
 - 事故自動緊急通報装置については、当該装置を備える場合にあっては、「事故自動緊急通報装置に係る協定規則(UN-R144)」の要件に適合することとしているところ、一部のエアバック非搭載車両がその適用範囲から外されています。
 - 今般、同協定規則の改訂が国連自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において採択されたことを受け、適用範囲を乗車定員 9 人以下の乗用車及び車両総重量 3.5t以下の貨物自動車の全体に広げます。

- 改正時期(予定)
令和2年9月下旬

- 適用時期(予定)
調整中